島根県林地開発行為審査基準

平成 12 年 3 月 31 日付け森第 457 号 森林整備課長通知 「最終改正」令和 5 年 3 月 17 日付け森第 1249 号 森林整備課長通知

[mt/]

第1 [略]

第2 機能の高い森林の保全

次に掲げる森林における開発行為は、法第 10 条の 2 第 2 項各号<u>に掲げる機能</u> の発揮の観点からも、当該森林に期待される機能に応じ、森林の現に有する公益 的機能を維持するために必要な対策が措置されていることを確認することが望ま しい。

〔削る。〕

(1) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林

なお、「水源として依存度の高い森林」とは、実態上判断することとなるが、 流域的にみて特に高い水源かん養機能の保全及び形成が保安林制度により図られていることにかんがみ、集落の周辺に位置し飲用水の取水が行われている森林、ため池の周辺の森林等局地的な水源かん養機能の高い森林をいう。

(2) 市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域(法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。)内に存する森林

- (3) 地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
- (4) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

現行

島根県林地開発行為審査基準

平成 12 年 3 月 31 日付け森第 457 号 森林整備課長通知 「最終改正」令和 4 年 2 月 22 日付け森第 1036 号 森林整備課長通知

第1「略]

第2 機能の高い森林の保全

次に掲げる森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号の1に該当す る場合が多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うものとし、その目 的、態様等を考慮の上、開発行為を極力これらの森林以外の土地に指向させるも のとする。

- (1) 地域森林計画において「樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべきもの」として定められている森林
- (2) 飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林 〔追加〕

- (3) 地域森林計画において、自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的 利用のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生 活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定めら れている森林又は特に生活環境保全機能及び保健文化機能を高度に発揮させる 必要があるものとして定められている森林
- (4) 地域森林計画において<u>更新を確保するため伐採方法又は</u>林産物の搬出方法を 特定する必要があるものとして定められている森林
- (5) 優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

現行

これは、実態上判断することとなるが、地域における優良な森林を確保する 趣旨であり、森林の成長量、集団性、生産基盤の整備の状況等から判断するものとする。

第3 開発行為の要件

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たす か否かにつき審査して行うものとする。

1 手続上の要件(規則第4条関係)

〔削る。〕

(1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

位置図、区域図及び事業計画等必要な書類は、要綱別表1のとおりとする。 ただし、開発の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し又は不 要な事項を省略することができるものとすること。

(2) 開発行為に係る森林につき<mark>開発行為の施行</mark>の妨げとなる権利を有する者の相 当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

ただし、「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げと なる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他 の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、 認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又 は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外 に、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は地方公共団体の条例等に基づ く環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできるこ と。

「中略〕

〔追加〕

第3 開発行為の要件

開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次の要件を満たす か否かにつき審査して行うものとする。

1 一般的事項

- (1) 次の事項すべてに該当し申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
 - <u>ア</u> 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく 申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。[追加]
 - <u>イ</u> 開発行為に係る森林につき<u>施行</u>の妨げとなる権利を有する者の相当数の 同意を申請者が得ていることが明らかであること。

〔追加〕

<u>ウ</u> 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について<u>法令等による許認可等</u> を必要とする場合には、当該<u>許認可等</u>がなされているか又は<u>それが確実で</u> あることが明らかであること。

[中略]

改正後 現行 (4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであ エ 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らか ること。防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体として であること。〔追加〕 の信用があることを確認するものとする。ただし、開発行為の目的、態様等に 応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場 〔追加〕 合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。 また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが 困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。 ア 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る 部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。 イ 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関 「i自加) から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出させるこ とを許可条件に付す。 (5) 施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることが明らかであるこ [新設] と。申請者と施行者が異なる場合に、防災施設の設置に関わる施行者による防 災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力 があることを証する書類を確認するものとする。 また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない 場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法 や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前 までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させ、許可条件に 付す等の方法により確認するものとする。 (6) 要綱別表1に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて知事が必 [新設] 要と認める書類を添付するものとする。 (2)~(7)「削る。〕 (2) 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度 の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときに は、これをしんしゃくして決められたものであること)が明らかであるこ

改 正 後	現行
	<u>と。</u>
	(3) 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申
	請である場合には、全体計画との関連が明らかであること <u>。</u>
	(4) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後にお
	ける原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。
	(5) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように
	適切な配慮がなされていることが明らかであること。
	(6) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の
	地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないよ
	うに適切な配慮がなされていることが明らかであること。
	(7) 開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土
	地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る
	事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。) 内に残置し又は造成した森林
	又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。
2 災害を発生させるおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第1号関係)	2 法第10条の2第2項第1号関係事項
(1) 土砂の移動量	(1) <u>〔追加〕</u>
開発行為が原則として現地形に <u>沿って</u> 行われること及び開発行為による土砂の	開発行為が原則として現地形に <u>そって</u> 行われること及び開発行為による土砂
移動量が必要最小限度であることが明らかであること。	の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。
ア スキー場の滑走コース <u>の造成</u> に係る切土量は、1 ha 当たりおおむね 1,000 m ³	〔追加〕
以下 <u>とすること。</u>	
なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域	
はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められ場合に限るものとし、	
土砂の移動量を極力縮減するよう事業者に対し指導するものとすること。	
イ ゴルフ場の造成に係る切土・盛土量は、それぞれ 18 ホール当たりおおむ	〔追加〕
200 万㎡以下 <u>とすること。</u>	

現行

(2) 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。<u>技術的細則</u>は、次に掲げるとおりとする。

- ア 工法等は、次によるものであること。
 - (ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものである こと。
 - (1) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
 - (ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、棚工の実施等の措置が講ぜられていること。
 - (エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ず るおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。
- イ 切土は、次によるものであること。
 - (7) <u>法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の</u> 状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
 - (1) 土砂の切土高が 10mを越える場合には、原則として高さ 5mないし 10m毎 に小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が 講ぜられていること。
 - (ウ) 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤 にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。
- ウ 盛土は、次によるものであること。
 - (7) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の

(2) 〔追加〕

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(以下追加)

現 行

<u>法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土</u> 高が 1.5mを越える場合には、勾配が 35 度以下であること。

- (1) 一層の仕上がり厚は、30 cm以下とし、その層ごとに締め固めが行われる とともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための 排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- (ウ) 盛土高が5mを越える場合には、原則として5m毎に小段が設置される ほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられてい ること。
- (エ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、 盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施行、排水 施設の設置等の措置が講ぜられていること。
- エ 捨土は、次によるものであること。
 - (7) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。

この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等 を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているもので あること。

(1) 法面の勾配の設定、締め固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

(3) 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難である場合 合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合 には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明ら かであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 周辺の土地の利用の実態からみて必要がある場合とは、人家、学校、道路 等に近接し、かつ、次の(ア)又は(イ)に該当する場合をいう。ただし、土質試

(3) [追加]

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難である か若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合に は、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかで あること。

(以下追加)

<u>験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の</u> 措置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

(7) 切土により生ずる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが 2mを越える場合。

ただし、硬岩盤である場合又は次のa若しくはbのいずれかに該当する 場合はこの限りではない。

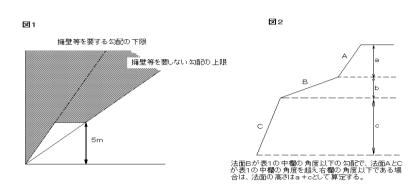
- a 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。(図1)
- b 土質が表1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの。(図1)

この場合において、a に該当する法面の部分により上下に分離された法 面があるときには、a に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面 は連続しているものとみなす。(図 2)

表 1

土質	擁壁等を要しな	擁壁等を要する
<u>上見</u>	い勾配の上限	勾配の下限
軟岩 (風化の著しいものを除く)	<u>60 度</u>	<u>80 度</u>
風化の著しい岩	<u>40 度</u>	<u>50 度</u>
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、	35 度	45 E
その他これに類するもの	<u>55 及</u>	<u>45 度</u>

現行



- (4) <u>盛土により生ずる法面の</u>勾配が 30 度より急で、かつ、高さが 1mを越える場合。
- <u>イ</u> <u> 擁壁の構造は、次によるものであること。</u>
 - (7) <u>土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊され</u>ないこと。
 - (イ) 土圧等によって、擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は 1.5以上であること。
 - (ウ) 土圧等によって、擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は 1.5以上であること。
 - (エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
 - (オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(4) 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、渓流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。<u>技</u>術的細則は、次に掲げるとおりとする。

(4) [追加]

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、渓流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。 〔追加〕

改正後 現行 ア 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生によ (以下追加) る保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できな い場合には、人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法枠工、柵工、網 工等)が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決 定され、適期に施行されるものであること。 イ 表面水、湧水、渓流等により法面が浸食され又は崩壊するおそれがある場 合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。こ の場合における擁壁の構造は、(3)のイによるものであること。 (5) 土砂流出防止の措置 (5) [i自加] 開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそ 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがあ れがある区域が事業区域(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域 る場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、 をいう。以下同じ。)に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び 森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。 構造を有するえん場等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが 明らかであること。技術的細則は、次のとおりとする。 ア えん堤等の容量は、次の(ア)及び(イ)により算定された開発行為に係る土地 (以下追加) の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。 (ア) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、1年間に、特に目立った表 面侵食のおそれが見られない場合では200 m³/ha、脆弱な土壌で全面的に浸 食のおそれが高い場合では600 m³/ha、それ以外の場合では400 m³/haとする など、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。 なお、開発行為が短期間で終了するような場合の流出土砂量の算定は、 最低4ヶ月を限度とする所要月数相当量としても差し支えないものとする。 (イ) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するま での期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであ ること。

この場合における流出土砂量は、原則として表2を標準とするが、地

形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。また、開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間は通常3年間とし、大規模な開発行為及び公共施設等の近くで実施される場合は、5年間とする。

表 2

<u>地</u>	形・地被状態	1 ha 当たり年間流出土砂量
3年目まで		<u>50 m³</u>
<u>裸地</u>	3~5年目まで	<u>20 m³</u>
	草地	<u>15 m³</u>
	林地	<u>1 m³</u>

- イ えん堤等の設置個所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。
- ウ えん堤等の構造は、「治山技術基準」(昭和 46 年 3 月 13 日付け 46 林野治第 648 号林野庁長官通達) によるものであること。
- 工 審査基準第3の2の(5)の「災害が発生するおそれがある区域」については 表3に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の(7)及び(4)を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表3に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。
 - (7) 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災 害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法 律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の土砂災害警戒区域の考え 方を基本とすること。
 - (イ) 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる渓 流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合にお いて、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の 区域を除く。

改正後 現 行 表3 区域の名称 根拠とする法令等 砂防法 砂防指定地 急傾斜地の崩壊による災害の防止に 急傾斜地崩壊危険区域 関する法律 地すべり防止区域 地すべり等防止法 土砂災害警戒区域 土砂災害防止法 災害危険区域 建築基準法 山腹崩壊危険地区 地すべり危険地区 山地災害危険地区調査要領 崩壊土砂流出危険地区 オ なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区 域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置につ いて検討し、必要な措置を講じること。 (6) 〔追加〕 (6) 排水施設 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分 な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。 な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術 的細則は、次に掲げるとおりとする。 ア 排水施設の断面 (以下追加) 計画流量の排水が可能になるように余裕(1.2倍以上)をみて定められて

いること。雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇 所からみて、いっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面 は、必要に応じて上記に定めるものより一定程度大きく定められているこ と。

また、洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池から の許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(ア) 雨水流出量は合理式 (ラショナル式) により算出されていること。 ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合に は、単位図法等によって算出することができる。

 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q:雨水流出量(m³/sec)

f:流出係数

r:設計雨量強度(mm/hr)

A:集水区域面積(ha)

- (イ) 前式の適用に当たっては、次のaからcまでによるものであること。
 - a 流出係数は、表4を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表4の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。
- b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいっ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような

現行

<u>重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いる</u> こと。

<u>c</u> 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 5 を参考として用いられていること。

<u>表 4</u>

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
地 衣 朳 息 \ △ 刀	(山岳地)	(丘陵地)	(平地)
林地	<u>0.6∼0.7</u>	<u>0.5∼0.6</u>	<u>0.3∼0.5</u>
<u>草 地</u>	<u>0.7∼0.8</u>	<u>0.6∼0.7</u>	<u>0.4~0.6</u>
<u>耕 地</u>	_	<u>0.7∼0.8</u>	<u>0.5∼0.7</u>
<u>裸 地</u>	<u>1. 0</u>	<u>0.9∼1.0</u>	<u>0.8∼0.9</u>

表 5

流 域 面 積	単位時間	雨量強度(参考)
<u>50 ha 以下</u>	10 分	<u>130 mm/hr</u>
<u>100 ha 以下</u>	<u>20 分</u>	<u>100 mm/hr</u>
500 ha 以下	<u>30 分</u>	<u>80 mm/hr</u>

(ウ) 流速はマニング式により算出されていること。この場合において、粗度 係数は表6を参考にして定められていること。

 $V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

V:流速 (m/sec)

n:粗度係数

R:径深(m)=A/P

A:通水断面 (m²)

改正後 現 行 P:潤辺(m) $Q = A \cdot V$ Q:流量(m³/sec) A: 通水断面 (m²) V:流速(m/sec) 表6 排水施設の形式 排水施設の状況 粗度係数 範囲 標準値 現場打ちコンクリート カルバート 0.015 コンクリート管 0.013 コルゲートパイプ(1 0.024 形)_ コルゲートパイプ(2 0.033 形) コルゲートパイプ 0.012 (ペーピングあり) 塩化ビニル管 0.010 コンクリート2次製品 0.013 ライニングした水路 鋼、塗装なし、平滑 $0.011 \sim 0.014$ 0.012 モルタル $0.011 \sim 0.015$ 0.013 木、かんな仕上げ 0.012~0.018 0.015 コンクリート、コテ仕上 $0.011 \sim 0.015$ 0.015 コンクリート、底面砂利 $0.015 \sim 0.020$ 0.017 石積み、モルタル目地 0.017~0.030 0.025 空石積み 0.023~0.035 0.032

		新	f 旧 対	対 照 表
改正後				現行
	アスファルト、平滑	0.013	<u>0. 013</u>	
ライニングなし水路	土、直線、当断面水路	<u>0.016~0.025</u>	0.022	
	土、直線水路、雑草あり	<u>0.022~0.033</u>	<u>0. 027</u>	
	砂利、直線水路	<u>0.022~0.030</u>	<u>0. 025</u>	
	岩盤直線水路	<u>0.025∼0.040</u>	<u>0. 035</u>	
(出典)林道技術基準	售 R3.3			
<u>イ</u> 排水施設の構	造等は、次によるものである	5こと。		
(ア) 排水施設は	、立地条件等を勘案して、そ	の目的及び必要性に	応じた堅固	
で耐久性を有	する構造であり、漏水が最小	、限度となるよう措置	されている	
<u>こと</u>				
(1) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又は			なます又は	
マンホールの設置等の措置が講ぜられていること。				
(ウ) 放流によっ	て地盤が洗掘されるおそれが	がある場合には、水川	きの設置そ	
の他の措置が	適切に講ぜられていること。	_		
(エ) 排水施設は、	、排水量が少なく土砂の流出ス	又は崩壊を発生させる	おそれがない	
場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されている			画されている	
<u>こと。</u>				
ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に			等の管理に	
及ぼす影響を	考慮するため、当該河川等の)管理者の同意を得て	いるもので	
あること				

あること。

特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管 理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下 できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。 なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き 河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する 河川等の管理者の同意を必要とする趣旨である。

現行

(7) 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれ がある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが 明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア 洪水調節池の容量

洪水調節池の容量は、下流における流下能力を考慮の上、30 年確率で想定 される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流 量以下にまで調節できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合 には、50 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流 量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすることができる。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあって、1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200 m³/ha、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600 m³/ha、それ以外のときには400 m³/ha とするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えているか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

イ 余水吐の能力

<u>コンクリートダムにあっては 200 年確率で想定される雨量強度における</u> ピーク流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそれの 1.2 倍以上のものであること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適

(7) [追加]

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

〔以下追加〕

当であり、100 年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100 年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

ウ 洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

- 工 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。
- オ 第3の3 (水害を発生させるおそれに関する事項) の規定に基づく洪水調 節池の設置を併せて行う必要がある場合、それぞれの技術的細則を満たすよ う設置すること。

(8) 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石 又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(9) 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度 については、(6)のア、(7)のア及びイによるほか、開発行為を行う流域の河川 整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変 化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用 いることができる。

(10) 仮設防災施設の設置等

(8) 〔追加〕

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣<u>又は</u> 落石<u>若しくは</u>なだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明ら かであること。

〔新設〕

〔新設〕

現行

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、 洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(11) 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能 を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法につい て明らかにすること。

3 水害を発生させるおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第1号の2関係) 開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、 当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないこと により水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置 が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおり とする。

(1) 洪水調節池

水害の発生の防止に係る洪水調節池の設置

- ア 洪水調節池の容量
 - (7) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為 に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安 全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年 確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることが できるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク 流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる 場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後の ピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとすることが 〔新設〕

3 法第10条の2第2項第1号の2関係事項

開発行為をする森林の現に有する水害の防止機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

(以下追加)

新旧対照表 改正後 現行 できる。 a 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流 のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が1%以上の範囲内とする。 b 「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発 行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率(排水を導く河川 等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用い ることができる。) で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させる ことができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く 受ける地点とする。 c 当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得て いるものであること。 なお、「同意」については、下流における水害の発生するおそれの有無 について、より専門的な知見を有する河川等の管理者の同意を必要とす る趣旨である。 (イ) 開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっ ては、2の(7)のアによるものであること。 (ウ) 安全に流下させることができない地点が生じない場合には、2の(7)のア によること。 イ 余水吐の能力は、2の(7)のイによること。 洪水調節の方式は、2の(7)のウによること。 エ 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置 するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路 等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくする ことをもって洪水調節池の設置に代えることができること。 オ 第3の2 (災害を発生させるおそれに関する事項) の規定に基づく洪水調

節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第10条の2第2項第1号

改 正 後

及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

- 力 洪水調整容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、上 記アによるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量 の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用 している場合には、洪水調整容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いること ができる。
- 主 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について 仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施 行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
- <u>夕</u> 開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の鉄橋や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。
- 4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項(森林法第10条の2第2 項第2号関係)

(1) 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

<u>導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川</u> 管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれの ないものであること。

(2) 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜ

4 法第10条の2第2項第2号関係事項

(1) [追加]

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保する必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

現行

「i自加)

(2) [追加]

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜ

改正後現行

られることが明らかであること。

5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第3 号関係)

(1) 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域 (開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。) に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地(以下「残置森林等」という。) の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

- ア 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全 することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある 場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又 は緑地が造成されるものであること。
 - (7) 森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるよう事業者に対し指導するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用については厳正を期するものとすること。
 - (1) 残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対す る割合は、表7の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の 割合によるものとする。

ただし、次のa又はbに該当する場合には、表7に代えて表8に示す 基準に適合するものであること。

- a 転用に係る保安林面積が5ha以上の場合。
- <u>b</u> 事業区域内の森林面積に占める保安林の割合が 10%以上の場合。(転

られることが明らかであること。

5 法第10条の2第2項第3号関係事項

(1) [追加]

開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の<u>残置又は造成</u>が適切に行われることが明らかであること。

(以下追加)

新	旧 对 照 表	表	
改 正 後			現行
用に係る保安林の面積が 1 ha 未満の場合を除く)			
(ウ) 残置し又は造成する森林又は緑地は、表7、表8の森林配置	等により開		
発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設	等の間に適		
切に配置されていること。			
(エ) 表7、表8に掲げる開発行為の目的以外の開発行為について	は、その目		
的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件	等に <u>応じ、</u>		
表7、表8に準じて適切に配置されていること。			
(オ) 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施	設が設置さ		
れる場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞ	れの開発行		
為の目的別の基準を適用するものとする。			
この場合、残置森林又は造成森林(住宅団地の造成の場合は終	录地も含		
<u>む。以下同じ。)は区分された区域ごとにそれぞれ配置すること</u>	が望ましい		
が、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合に	こは、施設		
の区域界におおむね30mの残置森林又は造成森林を配置するもの	<u> のとする。</u>		
<u>(カ)</u> 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽	<u>方法、本数</u>		
等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地について	も対象とす		
<u>ることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し</u>	<u>支えない。</u>		
<u>a</u> 公園・緑地・広場			
<u>b</u> <u>隣棟間緑地、コモン・ガーデン</u>			
<u>c</u> 緑地帯、緑道			
<u>d</u> 法面緑地			
<u>e</u> その他上記に類するもの			
<u>表 7</u>			
事業区域内におい			
開発行為の目 て残置し、若しく 森 林 の 配 置 等	備考		
<u>的</u> <u>は造成する森林又</u>			

	Ę	改 正 後	
	は緑地の割合		
別荘地の造成	残置森林率はおお	1 原則として周辺部に	別荘地とは、保
	<u> むね60%以上とす</u>	幅おおむね30m以上の	養等非日常的な
	<u>3.</u>	残置森林又は造成森林	用途に供する家
		を配置する。	屋等を集団的に
		<u>2</u> 1区画の面積はお	設置しようとす
		<u>おむね 1,000 ㎡以上</u>	る土地を指すも
		とし、建物敷地等の	<u>のとする。</u>
		面積はそのおおむね	
		30%以下とする。	
スキー場の造	残置森林率はおお	1 原則として周辺部に	
<u>成</u>	むね60%以上とす	幅おおむね30m以上の	
	<u>3.</u>	残置森林又は造成森林	
		を配置する。	
		2 滑走コースの幅はお	
		おむね50m以下とし、	
		複数の滑走コースを並	
		列して設置する場合は	
		その間の中央部に幅お	
		<u>おむね100m以上の残</u>	
		置森林を配置する。	
		<u>3</u> 滑走コースの上、	
		下部に設けるゲレン	
		デ等は1箇所当たり	
		おおむね 5 ha 以下と	

	Ę	改 正 後	
		する。また、ゲレン	
		デ等と 駐車場との	
		間には幅おおむね30	
		<u>m以上の残置森林又</u>	
		は造成森林を配置す	
		<u>3.</u>	
ゴルフ場の造	森林率はおおむね	1 原則として周辺部	ゴルフ場と
<u>成</u>	50%以上とする。	<u>に幅おおむね30m以</u>	は、地方税法等
	(残置森林率おお	上の残置森林又は造	によるゴルフ場
	むね 40%以上)	成森林(残 置森林	の定義以外の施
		<u>はおおむね 20m以</u>	設であっても、
		上) を配置する。	利用形態等が通
		2 ホール間に幅おおむ	常のゴルフ場と
		<u>ね30m以上の残置森林</u>	認められる場合
		又は造成森林(残置森	<u>は、これに含め</u>
		<u>林はおおむね20m以</u>	<u>取扱うものとす</u>
		上)を配置する。	<u>3.</u>
宿泊施設、	森林率はおおむね	1 原則として周辺部に	宿泊施設と
レジャー施設	50%以上とする。	<u>幅おおむね30m以上の</u>	は、ホテル、旅
の設置	(残置森林率おお	残置森林又は造成森林	館、民宿、ペン
	<u> むね 40%以上)</u>	を配置する。	ション、保養所等
		2 建物敷地の面積は	専ら宿泊の用に供
		事業区域の面積のお	する施設及びその
		おむね 40%以下と	付帯施設を指すも
		し、事業区域内に複	<u>のとする。</u>
		数の宿泊施設を設置	なお、リゾート

	Ę	女 正 後		現行
		する場合は極力分散	マンション、コン	
		させるものとする。	ドミニアム等所有	
		3 レジャー施設の開	者等が複数となる	
		発行為に係る1箇所	建築物等もこれに	
		当たりの面積はおお	含め取扱うものと	
		<u> むね5 ha 以下とし、</u>	<u>する。</u>	
		事業区域内にこれを	レジャー施設と	
		複数設置する場合	は、総合運動公	
		は、その間に幅おお	園、遊園地、動・	
		<u>むね30m以上の残置</u>	植物園、サファリ	
		森林又は造成森林を	パーク、レジャー	
		配置する。	ランド等の体験娯	
		なお、施設の性格	楽施設その他の観	
		上施設の機能を確保	光、保養等の用に	
		することが著しく困	供する施設を指す	
		難と認められる場合	<u>ものとする。</u>	
		には、その必要の限	ゴルフ練習場	
		度において 5 ha を超	は、ゴルフ場と	
		えて設置することも	一体のものを除	
		やむを得ないものと	きこの基準によ	
		<u>する。</u>	<u>る。</u>	
工場、事業 森林	率はおおむね	1 事業区域内の開発行	工場、事業場	
場の設置 25%	以上とする。	為に係る森林の面積が	とは、製造、加	
		20ha 以上の場合は原則	工処理、流通等	
		として周辺部に幅おお	生産活動に係る	
		<u>むね30m以上の残置森</u>	施設を指すもの	

	改 正 後		現行
	林又は造成森林を配置	とする。	
	する。これ以外の場合	学校教育施_	
	にあっても極力周辺部	<u>設、病院、廃棄</u>	
	に森林を配置する。	物処理施設等	
	<u>2</u> <u>開発行為に係る1箇</u>	は、この基準に	
	<u>所当たりの面積はおお</u>	<u>よる。</u>	
	<u>むね 20ha 以下とし、事</u>		
	業区域内にこれを複数		
	造成する場合は、その		
	間に幅おおむね30m以		
	上の残置森林又は造成		
	森林を配置する。		
	なお、施設の性格上		
	施設の機能を確保する		
	ことが著しく困難と認		
	められる場合には、そ		
	<u>の必要の限度において</u>		
	20ha を超えて設置する		
	<u>こともやむを得ないも</u>		
	<u>のとする。</u>		
住宅団地の 森林率はおおむね	1 事業区域内の開発		
造成 20%以上とする。	<u>行為に係る森林の面</u>		
(緑地を含む)	積が 20ha 以上の場合		
	は原則として周辺部		
	<u>に幅おおむね 30m以</u>		
	上の残置森林又は造		
		•	

	改正後	現行
	成森林・緑地を配置	
	<u>する。これ以外の場</u>	
	合にあっても極力周	
	辺部に森林・緑地を	
	<u>配置する。</u>	
	2 開発行為に係る1	
	<u>箇所当たりの面積は</u>	
	<u>おおむね 20ha 以下と</u>	
	し、事業区域内にこ	
	れを複数造成する場	
	合は、その間に幅お	
	<u>おむね 30m以上の残</u>	
	置森林又は造成森	
	林・緑地を配置す	
	<u> </u>	
土石等の採	1 原則として周辺部に	
<u>掘</u>	幅おおむね30m以上の残	
	置森林又は造成森林を配	
	<u>置する。</u>	
	2 採掘跡地は必要に	
	応じ埋め戻しを行い、	
	緑化及び植栽する。ま	
	た、法面は可能な限り	
	緑化し小段平坦部には	
	必要に応じ客土等を行	
(注) 1 「注異末共去」	い植栽する。	
(注) 1. 「残置森林率」と	は、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15 年生以下の	

森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

- 2. 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩 切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の 面積に対する割合をいう。
- 3. 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- 4. 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 5. 企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

表8

開発行為の目 的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等	<u>備考</u>
別荘地の造成	残置森林率はおお むね70%以上とす	<u>1</u> 原則として周辺部に 幅おおむね 50m以上の	別荘地とは、保 養等非日常的な
	<u>3.</u>	残置森林又は造成森林	用途に供する家
		を配置する。	屋等を集団的に
		<u>2</u> <u>1区画の面積はお</u> おむね 1,000 ㎡以上	<u>設置しようとす</u> る土地を指すも
		とし、建物敷地等の	のとする。
		面積はそのおおむね	
		20%以下とする。	
		3 1区画内の建物敷	
		地の面積はそおおむ	
		<u>ね 200 ㎡以下とし、</u> 建物敷その他付帯施	
		設の面積は1区画の	

	Ę	改 正 後		現 行
		面積のおおむね 20%		
		<u>以下とする。</u>		
		4 建築物の高さは当		
		<u>該森林の期待平均樹</u>		
		<u>高以下とする。</u>		
スキー場の造	残置森林率はおお	1 原則として周辺部に		
<u>成</u>	<u> むね70%以上と</u>	幅おおむね50m以上の		
	<u>する。</u>	残置森林又は造成森林		
		<u>を配置する。</u>		
		2 滑走コースの幅はお		
		<u>おむね50m以下とし、</u>		
		複数の滑走コースを並		
		列して設置する場合は		
		その間の中央部に幅お		
		<u>おむね100m以上の残</u>		
		置森林を配置する。		
		<u>3</u> 滑走コースの上、		
		下部に設けるゲレン		
		デ等は1箇所当たり		
		おおむね 5 ha 以下と		
		する。また、ゲレン		
		<u>デ等と 駐車場との</u>		
		間には幅おおむね 50		
		<u>m以上の残置森林又</u>		
		は造成森林を配置す		
		<u>る。</u>		

	Ę	改 正 後	
		4 滑走コースの造成	
		に当たっては原則と	
		して土地の形質変更	
		<u>は行わないことと</u>	
		し、止むを得ず行う	
		場合には、造成に係	
		<u>る切土量は、1 ha 当</u>	
		<u>たりおおむね 1,000‰</u>	
2 10		<u>以下とする。</u>	2 (5)
ゴルフ場の	森林率はおおむね	1 原則として周辺部	ゴルフ場と
<u>造成</u>	70%以上とする。	に幅おおむね 50m以	は、地方税法等
	(残置森林率おお	上の残置森林又は造	によるゴルフ場の方が
	むね 60%以上)	成森林(残 置森林	の定義以外の施
		はおおむね 40m以	設であっても、
		<u>上)を配置する。</u> <u>2</u> ホール間に幅おおむ	利用形態等が通常のゴルフ場と
		2 <u> </u>	認められる場合
		又は造成森林(残置森	は、これに含め
		林はおおむね 40m以	取扱うものとす
		上) を配置する。_	<u>5.</u>
		3 切土量、盛土量はそ	
		 れぞれ 18 ホール当たり	
		<u>おおむね 150 万㎡以下</u>	
		<u>とする。</u>	
宿泊施設、	森林率はおおむね	1 原則として周辺部に	宿泊施設と
レジャー施設	70%以上とする。	幅おおむね50m以上の	は、ホテル、旅
	<u> </u>		1

	改 正 後		現行
の設置	残置森林又は造成森林	館、民宿、ペン	
	を配置する。	ション、保養所等	
	2 建物敷地の面積は	専ら宿泊の用に供	
	事業区域の面積のお	する施設及びその	
	<u>おむね 20%以下と</u>	付帯施設を指すも	
	し、事業区域内に複	<u>のとする。</u>	
	数の宿泊施設を設置	<u>なお、リゾート</u>	
	する場合は極力分散	マンション、コン	
	<u>させるものとする。</u>	ドミニアム等所有	
	<u>3</u> レジャー施設の開	者等が複数となる	
	発行為に係る1箇所	建築物等もこれに	
	当たりの面積はおお	含め取扱うものと	
	<u> むね5 ha 以下とし、</u>	<u>する。</u>	
	事業区域内にこれを	レジャー施設	
	複数設置する場合	とは、総合運動	
	<u>は、その間に幅おお</u>	公園、遊園地、	
	<u>むね50m以上の残置</u>	動・植物園、サ	
	森林又は造成森林を	<u>ファリパーク、</u>	
	配置する。	レジャーランド	
	なお、施設の性格	等の体験娯楽施	
	上施設の機能を確保	設その他の観	
	<u>することが著しく困</u>	光、保養等の用	
	難と認められる場合	に供する施設を	
	には、その必要の限	指すものとす	
	度において 5 ha を超	る。ゴルフ練習	
	<u>えて設置することも</u>	場は、ゴルフ場	

	Ē	改 正 後		現行
		<u>やむを得ないものと</u>	と一体のものを	
		<u>する。</u>	除きこの基準に	
			よる。	
工場、事業	森林率はおおむね	1 事業区域内の開発行	工場、事業場	
場の設置	35%以上とする。	為に係る森林の面積が	とは、製造、加	
		20ha 以上の場合は原則	工処理、流通等	
		として周辺部に幅おお	生産活動に係る	
		<u> むね 50m以上の残置森</u>	施設を指すもの	
		林又は造成森林を配置	<u>とする。</u>	
		する。これ以外の場合	学校教育施	
		にあっても極力周辺部	<u>設、病院、廃棄</u>	
		に森林を配置する。	物処理施設等	
		2 開発行為に係る1箇	は、この基準に	
		所当たりの面積はおお	<u>よる。</u>	
		<u>むね 20ha 以下とし、事</u>		
		業区域内にこれを複数		
		造成する場合は、その		
		間に幅おおむね 50m以		
		上の残置森林又は造成		
		森林を配置する。		
		なお、施設の性格上		
		施設の機能を確保する		
		ことが著しく困難と認		
		められる場合には、そ		
		<u>の必要の限度において</u>		
		20ha を超えて設置する		

	ī	改 正 後		現行	
		こともやむを得ないも			
		<u>のとする。</u>			
住宅団地の	森林率はおおむね	1 事業区域内の開発			
<u>造成</u>	30%以上とする。	<u>行為に係る森林の面</u>			
	(緑地を含む)	積が 20ha 以上の場合			
		は原則として周辺部			
		<u>に幅おおむね 50m以</u>			
		上の残置森林又は造			
		成森林・緑地を配置			
		する。これ以外の場			
		合にあっても極力周			
		辺部に森林・緑地を			
		配置する。			
		2 開発行為に係る 1			
		箇所当たりの面積は			
		<u>おおむね 20ha 以下と</u>			
		し、事業区域内にこ			
		れを複数造成する場			
		合は、その間に幅お			
		<u>おむね 50m以上の残</u>			
		置森林又は造成森			
		林・緑地を配置す			
		<u>3.</u>			
土石等の採		1 原則として周辺部			
<u>掘</u>		<u>に幅おおむね 50m以</u>			
		上の残置森林又は造			
			-		

<i>\frac{\sqrt{\gamma}{\gamma}}{\text{IH}} \sqrt{\gamma}\frac{\gamma}{\gamma}\$</i>	//// · A
改 正 後	現行
成森林を配置する。	
2 採掘跡地は必要に	
<u>応じ埋め戻しを行</u>	
い、緑化及び植栽す	
<u>る。また、法面</u>	
は可能な限り緑化し	
小段平坦部には必要	
に応じ客土等を行い	
<u>植栽する。</u>	
(注) 1. 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。	
2. 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって硬岩切	
土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積 に対する割合をいう。	
3. 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフ	
<u>ト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。</u> 4. 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1箇所当たりの面積」とは、当該	
施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとす	
<u>る。</u> 5. 企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を	
適用するものとする。	
<u>イ</u> 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の	
措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する	
造林用苗木規格基準以上の高木性樹木を、表9を標準として均等に分布するよう植	
<u>栽する。</u>	
なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果併せ期待	
<u>する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるもの</u>	
とし、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ 500~1,000	
本/ha の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとすること。	
表 9	

改正後			現行		
掛古					

樹高	<u>植栽本数(1 ha 当たり)</u>
<u>1 m以下</u>	<u>3,000 本</u>
<u>1 m以上</u>	2,000 本
<u>2 m以上</u>	<u>1,500 本</u>
<u>3 m以上</u>	1,000 本

- (注) 1. 1 m以下とは造林用苗木規格基準に適合する苗木を植栽し森林を造成する場合
- ウ 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用 の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適当であると認め られるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。
- (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、 「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を 造成することを含むものとする。

(3) 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地(土捨場を含む)の選定、

(2) [追加]

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

〔追加〕

(3) 〔追加〕

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

〔追加〕

改正後	現行
法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に	
審査するものとする。	
(4) 残置森林等の維持管理	〔新設〕
残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等に	
ついては、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で	
残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場	
合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林	
については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適	
切な運用によりその保全又は形成に努めること。	
また、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対	
象とすることを原則とする。	
さらに、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用され	
るものであり、事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合	
は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って許可を	
行うものとする。	
なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発に	
おける残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理	
<u>すべきことを売買契約に当たって明記するものとする。</u>	
6 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について	〔新設〕
太陽光発電の設備を目的とする開発行為の許可については、1から5までの各	
要件及び別記1に掲げる要件を満たすか否かにつき審査して行うものとすること。	
7 配慮事項	〔新設〕
申請書の審査に当たっては、次に掲げる事項について確認すること。	
ア 開発行為に係る土地の面積の規模	
開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限	

<u>度の面積であること (法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを斟酌して決められたものであること)</u>が明らかであること。

<u>イ</u> 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の 申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

ウ 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後に おける原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。「原 状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復すること に固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するため の措置をいう。

エ 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないよう に適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される 場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地に おける森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当 する。

オ 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の 地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないよう に適切な配慮がなされること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて 開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある 場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結して いること等が該当する。

別記1

〔追加〕

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について

森林法施行令(昭和26 年政令第276 号)第2条の3に規定する開発行為の許可対象となる開発行為の規模のうち、太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的に係る開発行為とは異なる特殊性が見受けられる。これを踏まえ、当該目的に係る開発行為の許可に当たって、次に掲げる事項に基づき適正かつ円滑に実施すること。

なお、法第 10 条の 2 第 1 項に規定する許可を要しない規模の開発についても、次に掲げる事項を踏まえ、森林の土地の適切な利用が確保されるよう周知することが望ましい。

第1 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられて おり、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこ ととしている場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずるものとする。

また、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電 事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むものとする。

以上の措置は、太陽光発電設備に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原 状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討する ことをあらかじめ考慮して行うものとする。

第2 災害を発生させるおそれに関する事項

1 自然斜面への設置について

審査基準第3の2の(1)の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って 行われること及び開発行為による十砂の移動量が必要最小限度であることが明

らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域 の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防 止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災 施設を確実に設置するものとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜 面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除 した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置するものとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は 崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施 設を設置するものとする。

2 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電設備の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

ア 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数は2の(9)の表4によらず、次の表を参考にして定められているものとする。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件よって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	<u>1. 0</u>	<u>0.9~1.0</u>	<u>0. 9</u>

イ 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、2の(9)のイの規定に基づくほか、表面流を 安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられてい るものとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させ

		和 日	刘	マ 衣		
	改正後				現行	
<u>るために必要な柵工</u>	、筋工等の措置が適切に請	ぜられている及び地表を保	護す			
<u>るために必要な伏工</u>	等による植生の導入や物理	目的な被覆の措置が適切に講っ	ぜら			
れているものとする	<u> </u>					
3 残置し、若しくは造	成する森林又は緑地につい	17				
開発行為をしようと	する森林の区域に残置し、	若しくは造成する森林又は緑	地			
の面積の、事業区域(開発行為をしようとする森	林又は緑地その他の区域をい	-			
う。) 内の森林面積に対	けする割合及び森林の配置等	は、開発行為の目的が太陽分	<u>光発</u>			
電設備の設置である場	合は、5の(1)の表7によら	ず、以下のとおりとする。				
	事業区域内において残					
開発行為の目的	置し、若しくは造成す	森林の配置等				
	る森林又は緑地の割合					
太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね 25%	1 原則として周辺部				
	(残置森林率はおおむ	に残置森林を配置す				
	ね 15%) 以上とする。	ることとし、事業区域				
		内の開発行為に係る				
		森林の面積が 20ha				
		以上の場合は原則と				
		して周辺部におおむ				
		ね幅 30m以上の残置				
		森林又は造成森林				
		(おおむね 30m以上				
		の幅のうち一部又は				
		全部は残置森林)を				
		配置するものとする。				
		またりょう線の一体				

改正後 現 行 性を維持するため、尾 根部については、原則 として残置森林を配 置する。 2 開発行為に係る1箇 所当たりの面積はお おむね 20m以下と し、事業区域内にこれ を複数造成する場合 は、その間に幅おおむ ね 30m以上の残置森 林又は造成森林を配 置する。 なお、審査基準第5の(4)において、残置森林又は造成森林は、善良に維持 管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、当該林地開 発許可を審査する際、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置 森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後 の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とす るよう、申請者に併せて指導するものとする。 第3 その他配慮事項 1 住民説明会の実施等について 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、 地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民 説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。 特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と

地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題

も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

2 景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお、更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

<u>このため、当該林地開発許可の審査に当たり、必要に応じて、設置する施設の</u> 色彩等を含め、景観に配慮した施行に努めるよう申請者に促すものとする。

3 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律(平成25年法律第81号)や、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。このため、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発に係る許可申請の相談があった際には、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう、必要に応じて申請者に促すものとする。